

共同事業の実施項目および個人情報の共同利用について

個人情報保護法では、個人データを特定の者と共同で利用する場合に①共同事業で個人データを利用する趣旨②共同して利用する個人データの項目③個人データを取扱う人の範囲④利用目的⑤データ管理責任者の氏名または名称 について、あらかじめ本人に通知または公表することとされています。

当組合が実施している共同事業は以下のとおりです。

1. 健康保険組合連合会との共同事業

● 高額医療給付に関する交付金交付事業

① 共同事業で個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）と健保組合が共同で実施している事業であり、当組合に高額な医療費が発生した際、その費用の一部が健保連から交付されるものである。交付申請に際し、診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む 以下「レセプト」という。）の写しもしくは電子レセプトのCSV情報及び当該レセプトにかかる患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した「交付金交付申請総括明細書」もしくは「交付金交付申請総括明細データ」を健保連・高額医療グループに提出し、健保連はこれを交付申請の審査・決定並びに高額医療費の分析に利用している。

② 共同して利用する個人データの項目

対象レセプトの記載データ及び前項の「交付金交付申請総括明細書」もしくは「交付金交付申請総括明細データ」の記載事項

③ 個人データを取扱う人の範囲

（当組合） 常務理事、マネジャー、給付担当者

（健保連） 高額医療グループ担当者、健保連の委託業者：公益財団法人 日本生産性本部 情報システム事業部及び協力会社

④ 利用目的

高額医療給付交付金交付事業の申請、審査、決定のため、高額医療費の分析のため

⑤ データ管理責任者の氏名または名称

（当組合） 常務理事

（健保連） 高額医療グループ グループマネージャー

2. 事業主との共同事業

● 被保険者に実施する生活習慣病健診

① 共同事業で個人データを利用する趣旨

生活習慣病健診は、疾病予防事業の一環として、当組合独自の検査項目で実施している健診事業であるが、検査項目には労働安全衛生規則第44条の法定項目が含まれており、実施にあたっては事業所単位の申込みを要件とする。委託健診機関から請求される健診費用については、法定項目費用は事業主が負担し、法定項目外費用は当組合が負担することから、共同事業という位置づけとしている。したがって、委託健診機関から当組合に提供される請求書、結果票、健診結果連名簿等は、請求処理と健診結果の分析に利用する。

② 共同して利用する個人データの項目

健診申込時、実施時に際し、もしくは健診費用請求時または健診結果報告時にかかる受診者の被保険者証記号・番号、氏名、生年月日、性別、本人家族別、住所、電話番号、事業所名、健診受診年月日、問診、実施検査項目、同未実施検査項目、実施機関名称、実施機関所在地、実施機関電話番号、担当医の氏名、相談・指導内容・所見・判定など。

③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、保健事業担当者および会計担当者、当組合が健診結果分析を委託する場合の委託業者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、医療従事者

④ 利用目的

健診申込、委託健診機関からの請求処理、健診状況の把握、健診結果の管理およびデータ分析

⑤ データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事・労務・衛生管理部門の長

● 被保険者に実施する特定健診・特定保健指導

① 共同事業で個人データを利用する趣旨

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、特定健診・特定保健指導を実施するにあたり、以下の場合において、個人データを共同で利用する。

- (1) 事業所が実施する定期健康診断
- (2) 特定保健指導階層化結果

② 共同して利用する個人データの項目

- (1) 対象者の被保険者証記号・番号、氏名、生年月日、性別、本人家族別、住所、電話番号、事業所名、事業所所在地、健診受診日、問診、実施検査項目、同未実施検査項目、実施機関名称、実施機関所在地、実施機関電話番号、担当医の氏名、相談・指導内容・所見・判定など。
- (2) 特定保健指導支援レベル、被保険者証の記号・番号、氏名、生年月日、年齢、性別、健診

受診日

③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、保健事業担当者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、医療従事者

④ 利用目的

特定健診・特定保健指導の対象者の管理、受診状況の把握、受診促進の支援

特定健診・特定保健指導に係る国への実績報告ならびにデータ分析

⑤ データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事・労務・衛生管理部門の長

● データヘルス計画事業

① 共同事業で個人データを利用する趣旨

被保険者の健康増進の一環として、レセプト（調剤報酬明細書を含む）の記載データおよび健診データ（生活習慣病健診、日帰り人間ドック、婦人健診、および事業所で実施した定期健康診断）を突合し、個別事業所の健康度を分析・共有する。

② 共同して利用する個人データの項目

生活習慣病リスク保持者の被保険者証記号・番号、氏名

③ 個人データを取扱う人の範囲

(当組合) 常務理事、マネジャー、給付担当者および保健事業担当者

(事業所) 事業主、健康保険事務担当者もしくは労働安全衛生担当者、医療従事者

④ 利用目的

生活習慣病リスク保有者の把握、生活習慣病リスク保有者等に対する受診勧奨・情報提供の実施、個別事業所における健康および医療費分析の実施・結果把握。

⑤ データ管理責任者の氏名または名称

(当組合) 常務理事

(事業所) 事業主もしくは人事・労務・衛生管理部門の長